平成２２年（フ）第４６８号
佐賀県佐賀市久保泉町大字川久保2120番地７
債務者　山本　和子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　辻　　泰弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月28日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年４月27日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８号
福井県あわら市北潟第19号８番地
債務者　竹島　　勇
1　決定年月日時　平成23年１月31日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　直之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月17日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成23年４月28日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１３６号
札幌市厚別区もみじ台北６丁目４番29―302号
債務者　辻脇百合子
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前11時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　深村　真人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月10日午前11時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２１８６号
千葉市若葉区桜木３丁目15番11号
債務者　熊井　教夫
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１８７号
千葉市若葉区桜木３丁目15番11号
債務者　熊井　末子
1　決定年月日時　平成23年１月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉岡　　毅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月16日午後２時
5　免責意見申述期間　平成23年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第３５５３号
名古屋市瑞穂区下山町２丁目20番地の１　グランドコーポ２Ｋ号
債務者　服部　昌二
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　敏喜
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月18日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成23年５月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第４９７号
佐賀県神埼市脊振町服巻5663番地
債務者　八谷　好弘
1　決定年月日時　平成23年１月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤研一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月12日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月11日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２１号
兵庫県西宮市青木町４番25―705号、前住所兵庫県西宮市青木町14番26号西岡マンション
債務者　丹下　孝美
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　酒井健一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成23年５月12日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第１３５号
長崎県雲仙市吾妻町牛口名737番地39
債務者　髙木　末人
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福田　浩久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年５月20日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成23年５月13日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第１９号
栃木県下野市薬師寺3447番地、前住所茨城県古河市尾崎2081番地17
債務者　佐々木尚美
1　決定年月日時　平成23年１月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第３６６２号
愛知県瀬戸市北松山町１丁目５番地
債務者　櫻井　直博
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３７０６号
愛知県知多市八幡字北屋敷14番地の１　ハイツ水芳202
債務者　小笠原祐太
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第３号
岡山県倉敷市福田町浦田2378番地340
債務者　山根　和義
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第１０号
岡山県井原市木之子町94番地１　雇用促進住宅木之子宿舎１号棟105号室
債務者　掛橋　圭二
1　決定年月日時　平成23年２月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月25日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第４号
青森県十和田市西四番町１番16号ウエストコーポＣ号
債務者　松橋　智也
1　決定年月日時　平成23年２月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
青森地方裁判所十和田支部

平成２３年（フ）第１号
山形県酒田市竹田字清水下31番地の６
債務者　難波　悦子
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２３年（フ）第１２号
埼玉県所沢市美原町２丁目2933番地の10　メゾンミハラ２―105、前住所茨城県結城市大字結城13508番地３　ベルレージュ結城105号
債務者　樋岡　保人
1　決定年月日時　平成23年１月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月28日まで
さいたま地方裁判所川越支部